

## 債務負担行為に係る契約の特約

1 各会計年度における支払限度額及び出来高予定額は、次のとおりとする。

(1) 令和7年度支払限度額 受注額の45%

(前払金額 受注額の40% + 出来高予定額 受注額の5%)

なお、令和7年度における出来高予定額（前払金額を除く支払いの額）は、次式により算出する。

$$\text{出来高予定額} \leq \text{出来高金額} \times (9/10 - \text{前払金額}/\text{受注額})$$

(2) 令和8年度支払限度額 残額